

地球温暖化防止森林吸収源10力年対策の進捗状況

### ○温暖化大綱の見直し

【現行の枠組】	
全体会	6.0%
森林吸収	3.9%
現状	3.1% (H10~H14年度実績による見込)

## ○地球温暖化防止森林吸収力10年対策

2

H16.6 林政委譲全改定  
H17.3 改定地球温暖化政策推進大綱の決定  
～

六

第1ステップの主な取組と成果等

「森林吸収原対策推進プラン」の策定  
緊急間伐5ヵ年対策の推進  
長期成活環境施設の推進  
ツツジの雇用用掛合い育成対策事業の創設  
H15～H16年度  
H16森林法改正による施業の確保(要間伐森林等  
制度の改善) 等

○保安林整備計画に基づく保安林の計画的な指  
定による樹能低下した保安林の  
OH16森林法改正による樹能低下した保安林の  
整備の推進(特定保安林制度の恒久化)  
○荒廃した保安林における治山施設の整備

- 新流通・加工システムの創設
- 木質バイオマスエネルギー利用施設の整備 等

- H10森林法改正による多様な主体の参加による整備・保全・利用の促進
- 里山林等の整備・保全・利用の促進
- 森林ボランティア指導者の育成、地域ネットワークの構築
- 活動フィールドの拡大
- 森林の植樹・伐採・活動の実施

○森林吸収量報告 検証体制緊急整備対策に着手  
(H15～H18年度)  
○国有林及び都道府県への森林GISの導入の推進  
等

ール】	H16.3～H16.6	大綱見直しに向けた検討 林政審議会等の意見を踏まえた今後の対応策の取りまとめ
	～H17.3	改定地球温暖化対策推進大綱の決定

大綱推進委員会等の意見を踏まえ、地盤改良改定地図

六

今後の取組べき主な課題と対応方향

- 間伐対象地の奥地化と相まって、採算性の悪化や所有者の意欲の低下などから、依然間伐の必要な森林が多く存在(6~7齡級の人工林の4割は間伐が10年間未実施)
- 間伐材の利用率の向上(現状では4~5割程度)
- 森林・林業基本計画の目標(H22年度140万ha、平成50年50万ha)達成に向けた複数林等の取組の推進
- 県の雇用による研修生等の定着化 等

- 第1約定期間(2008年～2012年)に向け、保安林の計画的な指定(目標H30年度末1,245万ha)と天然生林を含む全ての保安林の保全・管理体制の整備・推進
- 東日本保安林などにおける荒廃地等の整備・保全対策の推進等

- 森林・林業基本計画の目標(H22年 25百万m<sup>3</sup>)に向けた地盤利用の一層の拡大(現状:約1百万m<sup>3</sup>(H15年見込み))
- 新規開拓・加工システムの確立、頭の見える木村での家づくりの推進、木質バイオマスの利用拡大等

- 地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の一層の醸成
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を踏まえた森林環境教育の取組の強化
- (森の子くらぶ参加者数:目標36万人(平成17年度)等)

○平成18年度までに、国際ルールや既存の国内制度を調和した森林経営によるCO<sub>2</sub>の算定・報告手法の確立、森林GISの導入等

【スケジュール】	H16.3～大綱見直しに向けた検討
	H16.6 林政審議会等の意見を踏まえた今後の対応策の取りまとめ
	～H17.3 改定地球温暖化対策推進大綱の決定

改定地球温暖化対策推進大綱の審議会を設立する旨を定めた

六

今後の取組べき主な課題と対応方향

○間伐が遅れている森林の徹底した解消を図るために  
、次の基準を踏まえた間伐の次期対策を検討  
、面倒的な取組の強化等による効率的な間伐の  
推進

○全国森林計画に基づき、保安林を計画的かつ着実に指定するとともに、効率的な保安林管理手法の導入を検討する。

○国土の保安や水源のかん養を図るため、山地沿岸のおそれの低い地区や奥地荒廃森林等において、治山事業（治山施設整備や合併交林化等）を計画

- 川から川下まで延焼した流通・加工や住宅供給など地域利用の推進を検討
- 低質木・木質バイオマス利用の推進を検討
- 地域木材需要に応じて、消費
- 情報等を推進して、消費者ニーズに対応
- 生産流通体制の整備を検討

- 森林の整備 保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を検討
- 森林ボランティア活動の定着を図るために、森林ボランティア技術の向上や安全体制の整備等を更に検討
- 森林環境教育の一層の推進を図るために、関係者のネットワーク化、体験学習における安全性の向上策を検討 等

### ○森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策の計画的な推進等